

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○小川委員長 この際、小宮山泰子君から関連質
疑の申出があります。野田君の持ち時間の範囲内
でこれを許します。小宮山泰子君。

○小宮山委員 立憲民主党の小宮山泰子でござい
ます。

総理、今回こうやって質問させていただくのは
久しぶりでございます。外務大臣以来かと思いま
すが、よろしくお願いいたします。

これまでの政治は、人を粗末にし過ぎた。生ま
れた環境によって受けられる教育が左右されてし
まい、結果として能力が発揮できない。賃金が上
がらないことで個人消費も伸びない。また、女性
の幹部登用が少ないなど、同質集団による同調圧
力によって創意工夫が失われている。立憲民主党
は、徹底して人に寄り添うことで、誰もが自分の
能力を十分に発揮できる、ぬくもりのある環境を
つくる、この経済政策の理念から、「人からはじ
まる経済再生」を昨年まとめさせていただきまし
た。

現在放送中の「虎に翼」がありますが、大変人

気があると思います。この中でも、大日本帝国憲
法の下で日本の家制度に翻弄される女性たちが描
かれ、戦後は日本国憲法になり、男女平等が掲げ
られ、民法改正がされましたが、社会が変わり行
く中で、変わらずに問題に立ち向かって奮闘する
主人公の姿が描かれておりますし、また、その時
代、日本の社会のいろいろな姿が映し出されてい
ると思っております。

六月六日に、経団連の選択的夫婦別姓制度の導
入を求める提言というのが、十倉会長の会見で発
表されております。会長は、女性の社会活躍を本
当に願うのであれば、これから少子高齢化もあつ
て、みんなで社会を支えていこうとなれば、いろ
いろなところから声を上げていくと述べた上で、
姓、名字の問題は、個人の問題として片づけるこ
とのできない、企業にとつてのビジネス上のリス
クだと訴え、名字の変更による不便や不利益の負
担が女性に偏っており、政府に対して、早期の選
択的夫婦別姓制度の導入を求めています。

また、世界経済フォーラムも、六月十二日に、
男女格差の現状を、百四十六か国、各国の統計と
ともに評価した、いわゆるジェンダーギャップ指
数の二〇二四年版を発表されました。日本は、昨
年の百二十五位から百十八位と上がってはおりま
すが、相変わらず先進七か国、G7では最下位で
あります。女性管理職の少なさ、男女間の賃金格
差、政治分野での女性議員の少なさ、政治参画の
遅れなど、ジェンダー平等への日本の取組が他国
に大きく後れを取っていることが浮き彫りにされ
ております。

政府は選択的夫婦別姓を導入しようとしていな
いけれども、現在のような夫婦同姓を求めている
ことで経済的損失、不利益が生じているというこ
とに対してどのような認識をしているのか、総理、
お答えください。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の経団連からの提言
を見ましても、現行の夫婦同氏制度については、
女性が氏を改めることによる職業生活上や日常生
活上の不便、不利益があるとの意見、また、旧姓
の通称使用によって生じるトラブルは、女性活躍
の進展に伴い、企業にとつてもビジネス上のリス
クとなり得、企業経営の視点からも無視できない
重大な課題であるという御意見、こういった御意
見があると承知をしております。

これらについても、真摯に受け止める必要があ
ると認識をしております。

○小宮山委員 不利益があることは認識されてい
るといふふうには受け止めます。

実際には、女性の九六%が結婚時に改姓をし、
そして、七〇・六%が選択的夫婦別姓に賛成をす
るといふデータも出ております。本日出させてい
ただいておりますのは、立憲民主党が選択的夫婦
別姓の法案を提出したとき、この説明をしたとこ
ろの資料を提示をさせていただいております。

一九九六年時点で、法務大臣の諮問機関である
法制審議会から、今回の提言をされましたのは、
自民党の巨額、大口の献金を取りまとめている団
体とも言えます経団連からも、選択的夫婦別姓制
度の法制化を提言されているわけでありまして、

こうした状況の中、岸田総理はこれまで、様々

な御意見があり、検討と繰り返されているようでありませんが、改めて、検討されるのか、それとも進めるのか、お伺いします。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申したように、経団連等から、夫婦同姓制度について不利益やリスクがあるという御指摘、これは重く受け止めます。

ただ、この議論の際には、ビジネス上の様々なリスクと併せて、家族形態の変化ですとか国民意識の動向、家族の一体感、子供への影響、これは様々な視点が考慮される必要があると考えております。

そして、事実、選択的夫婦別氏制度の導入については、直近の令和三年の世論調査を見ても、国民の意見が分かれている、このことは度々紹介させていただいております。夫婦同姓維持が二七％、夫婦同姓維持プラス旧姓通称使用法制化が四二・二％、夫婦別氏導入が二八・九％、こうした世論調査の結果もあります。

家族の在り方の根幹に関わる問題であり、最高裁決定においても、国会で論じられ、判断されるべき事柄であるという指摘があります。そして、先ほど申し上げました様々な観点から議論をしなければなりません。国会において議論を進めていかなくてはならないと思えますし、建設的な議論をしていくことが重要であると認識しております。

○小宮山委員 検討ではなく議論と来ましたね。

今、法律婚できないことによる主な権利侵害・不利益の一覧というのを、こちらの方も立憲民主党の方のホームページで出させていただいておりますが、本当に様々な観点があります。今、国会

でやはり議論するべきだということをおっしゃっていたいただきましたが、立憲民主党は既に、衆議院に、民法改正、選択的夫婦別氏制度を実現するため、民法改正案を提出しております。これに賛同していただければ、すぐにでも成立、実現するわけであります。

野党の提出法案だから審議しないなどと、悠長に先延ばしする案件ではもうございません。一九九六年からです。法務省においても、過去に二度ほど、法制化ということで準備をされたはずです。国会提出は至らなかつたんですが、様々なところ、政府においても、そして国会においても、準備はもう整っています。

議論があるからと言ったならば、何で安全保障法制のときは二分をすることも押し切つたんでしょうか。ここは、これに関して、今回のこれは選択ができるんです。ここが重要なんです。一人一人の意思というものを尊重ができるようになっていきます。

であるならば、是非、内閣総理大臣として、早急に法務大臣へ法制化の準備に入るように指示するべきではないでしょうか。御見解をお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣 まず、選択的夫婦別氏制度の導入については、これは社会全体における家族の在り方にも関わる問題であるから、幅広い国民の理解を得る必要がある、このように申し上げております。そして、先ほども世論調査の紹介もさせていただきましたが、国民の間に様々な意見があることから、議論が必要とされる、より幅広い

国民の理解を得る必要がある、このように考えております。

そして、法案を提出する準備という御指摘がありました。これは、国民各層の意見、国会における議論、動向を注視しながら総合的に検討する必要があります。法案提出ということになりますと、そうした検討が必要であると考えております。

○小宮山委員 いつまで検討するんでしょうか。法制審議会から提出されて、今年で二十八年目です。本当にこの問題、朝の連ドラを見ていると同様の、名前が変わるということに対してのいろいろな意見、あの場でも書かれておりました。まだ変わらないんだなど。

家制度の下において、帝国憲法の下で来た家長制度を引きずっている方々がいらつしやるのは現実でしょう。そして、伝統的な価値観を壊すものと反対している方々もいらつしやるのはよく分かります。

でも、現実には、経団連からも指摘を受けたように、ビジネス上のリスクや、そして、女性が活躍と御党も言っていたと思います。言っているにもかかわらず、学術的な継続性が失われたり、そういういろいろな、様々な不利益がついて回る。

日本でしか名字を同じにするということは言っていないのは、これは、二〇一八年、衆議院の法務委員会での上川陽子元法務大臣、旧姓の通称使用では氏の使い分けが必要、社会生活上の不利益が全て解消されるとは言い難いと言いつつも、政府はこれまで旧姓の通称使用の拡大を進めてきて、そして、今回の経団連の、経済的リスクがあると

いうこと、ビジネス上のリスクがあるということろにつながっていることを考えれば、待ったなしの状態だと思えます。

全員が同姓にする必要はないわけですから、しっかり個人個人で考え、選択をする、当たり前かもしれないけれども、それが選択的夫婦別姓制度じゃないですか。

もし政府の方でできないならば、二分するいろいろな課題があるならば、先ほどからありますけれども、国会でしっかりと審議をする場をつくるべきじゃないでしょうか。

唯一の立法院にいる国会議員一人一人が、家庭観や様々なことを併せ真剣に考え結論を出すとともに、各党とも党議拘束を設けずに採決を行うなど、各議員、国会の判断に委ねるというのも一考だと思えます。唯一の立法院の国会で決めると、自民党総裁として、また総理大臣としてお決めいただきますか。

よろしくお願ひいたします。

○岸田内閣総理大臣 まず、選択的夫婦別氏制度の議論、これは議論が始まってもう二十八年も立つてはないか、こういった御指摘もありました。しかし、これは、議論の長さが問題ではありません。経済的なリスクのみならず、家族の一体感ですとか子供の利益にも関わる問題であるからして、国民の理解が重要だということを申し上げていきます。

その上で、この党議拘束の在り方について、これは、政府ではなくして、各党が判断すべき事柄であると認識しております。

選択的夫婦別氏制度については、今申し上げたように、国民の理解、国民の幅広い議論、こうしたものを大事にしなければならぬと考えており、現時点で、我が党の党議拘束の在り方について何か申し上げることは控えたいと思えます。

○小宮山委員 結論としては、岸田内閣若しくは自民党中心の政権がある限りは、これはずっと検討されるんだということかと思えます。

いつまで検討するのか、そろそろ結論を出さなければならぬでしょう。結論を出せとよく御党は言っているじゃないでしょうか、ここでは出さないんだなど。情けないでしょうか、残念な気持ちがいっぱいありますし、もしそうであるならば、私たちは、政権交代をし、そして、この問題、解決をし、多くの方々が世界でもしつかりと、ビジネスマン、女性も、男性も、活躍できる、その場をつくっていききたいと思えます。

さて、次の質問に入らせていただきます。コロナ禍で表面化した文化振興の日本での脆弱さに関して伺いたいと思えます。

昨年、衝撃的だったのは、目標金額一億円で国立科学博物館がクラウドファンディングを募ったということがありました。運営費だそうです。新型コロナで確かに入場者も減ってきたというのは事実でしょうけれども、それにしても、国の運営の博物館がこれをしなければならぬということは、非常に衝撃的でもありました。

また、コロナ禍で、日本の芸能、芸術関係のフリーランスなども収入が途絶えたり、発表の場がなくなり継続が厳しいことや、不明瞭な商習慣、

また不適切な商習慣などが蔓延していることも明らかになりました。

六月七日、新しい資本主義実現会議で、岸田総理は、第四に、コンテンツ産業活性化戦略をまとめました、海外展開を図るとともに、クリエイターやアーティストを対象に、労働慣行や取引慣行是正を図るため、音楽、放送、映画、アニメ分野の実態調査を行い、独禁法の指針の策定を行いますとあります。

現在、映画館などは、劇場なども閉館が進み、減ってきているのもあります。非常に厳しいところでもあります。

済みません。ちよつと時間の関係で先に飛ばさせていただきますけれども、新型コロナで、フリーランスとして働く芸術、芸能関係者が多いことも表面化しておりますが、労働慣行や取引慣行の是正を図ること、公正で健全な環境をつくること、クリエイター、アーティストを支援することにもなります。

そのためにも、これまでの慣行、当事者とは別の第三者機関での支援策策定が必要ではないかと考えております。公正取引委員会にお伺いします。○片桐政府参考人 お答えいたします。

アーティストやクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、公正取引委員会は、「クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査」を実施しています。

クリエイター支援のための取引適正化の中でも、まずは、音楽、放送番組等の分野における実演家と芸能事務所、プロダクションとの取引などの実

態について調査を実施しています。さらに、年明け以降、映画やアニメなどの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態把握のための調査を実施する予定です。

音楽、放送番組等の分野を対象にした実態調査については、年内を目途に調査結果を取りまとめの予定です。

その調査結果を踏まえまして、クリエイター支援のための取引適正化に資する指針の策定に速やかに着手し、優越的地位の濫用防止等に関する独占禁止法上及び競争政策上の具体的な考え方を明確にすることで、クリエイターに関する取引慣行等の是正を図ってまいります。

○小宮山委員 令和五年度の文科省の文化芸術予算は一千六十一億円でした。令和六年度は一千六十二億円、一億円増えただけであります。日本の伝統文化も含めまして、文化振興のための予算規模は諸外国としても非常に少ないことが分かると思います。これはいかが考えますか。もっと増やすべきだと思いませんか。

○岸田内閣総理大臣 文化予算のデータについてお示しがありました。これは令和三年度でよろしいでしょうか、三年度の予算につきましては、補正が九百五億円ありますので、それが含まれていないという点を一つ指摘した上で、そもそも、文化予算というのは、国によって分類ですとか範囲の捉え方、これが変わっているということでありまして、日本の場合は、文化庁のほかにも、クールジャパンとかコンテンツ産業支援は経産省、それから国際文化交流やジャパン・ハウスの運営

等は外務省、そして放送コンテンツの海外展開支援は総務省、そして歴史、文化を生かした町づくり、これは国交省と、文化関係の施策が分散している、こういった点も考慮しなければならぬと思います。

しかし、いずれにせよ、文化庁を中心に、文化芸術立国の実現を目指して、我が国としても文化芸術の振興に取り組んでまいりたいと考えています。

○小宮山委員 ジャパン・ハウスはやはり五百億規模であります。そういう意味においては、伝統文化は厳しいかと思えます。

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会から、国立劇場の長引く閉鎖は、日本文化の創造、継承に大きな影響があり、今、舞台芸術の危機が進行しているとの提言がありました。これにつきまして、国立劇場の早期の再開をすべきだと考えますが、大臣、いかがですか。

○小川委員長 盛山文部科学大臣、時間が経過していますので、簡潔に。

○盛山国務大臣 国立劇場について、昭和四十一年に建設された施設が老朽化しております。PFIでこれまで二度の入札を行いました。不調に終わりました。そういう状況を受けまして、現在、国立劇場の設置者であります独立行政法人日本芸術文化振興会とともに、PFI事業の内容等を始めとする再整備計画の見直しを鋭意進めております。

また、その間、国立劇場の閉場が伝統芸能活動に与える影響等を考慮し、実演家等の伝承者を養

成する研修その他につきましても、他の施設において事業を継続しております。

いずれにせよ、一刻も早く国立劇場の再整備に關しまして次の計画をお示しできるように、引き続き国が責任を持ってしっかりと取り組んでまいります。

○小宮山委員 質問ができなかったんですけども、マイナ保険証については、今、是非、延長する、併用できるようにすることを、私たち立憲民主党は既に法案も提出しております。それにのっとり、多くの方々には不安がないように、ミスリードがないようによろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。